

損害賠償請求訴訟の判決について

令和4年9月定例会議において、議案第112号として議決を経て提起した、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る、本市元職員を被告とした損害賠償請求について、本市の請求額が満額認められる判決の言い渡しがありましたので、次のとおりお知らせします。

1 判決言渡し日時

令和8年4月23日（木） 午後1時10分

2 判決主文

- (1) 被告は、相模原市に対し、3,445万5,331円及びこれに対する令和4年11月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 訴訟の概要

(1) 訴状の提出日

令和4年10月21日

(2) 請求概要

- ア 被告は、相模原市に対し、3,445万5,331円※及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。
- イ 訴訟費用は、被告の負担とすること。

※請求額の変更

本訴訟提起後に、換地設計に係る委託契約金額が確定したことなどにより、当初4,037万8,528円の請求額を3,445万5,331円に変更しています。

(3) 請求理由

麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業において、土地評価基準を逸脱した評価をするよう指示したことにより、本市は換地設計等の見直しを行わざるを得ないこととなり損害を被ったため。

4 今後の対応等

被告から控訴等がなされましたら、改めてお知らせします。

問合せ先

都市建設総務課

直通電話 042-769-9261